

国民健康保険

●国民健康保険

| 区分 | 主な手続きの種類 | 内容等 | 必要なもの等 | 担当課 |
|--------|----------------|---|--|---|
| 国民健康保険 | 国民健康保険の資格喪失 | 被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 世帯主、同一世帯の方 | <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の資格確認書 ・同世帯で国民健康保険に加入している方全員分の資格確認書 ・本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーが分かるもの | 国民健康保険課 国保資格係 1階 7番窓口 (国保加入・離脱) 内線 362 |
| | 国民健康保険の記載事項の変更 | 世帯主が亡くなられた場合で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯の方(新しい世帯主) | | |
| | 葬祭費の請求 | 被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対し5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主) | <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の資格確認書 ・喪主の認印 ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 | 国民健康保険課 国保医療係 1階 7番窓口 (国保医療) 内線 357・358 |

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療保険

| 区分 | 主な手続きの種類 | 内容等 | 必要なもの等 | 担当課 |
|-----------|----------------|---|--|--|
| 後期高齢者医療保険 | 後期高齢者医療保険の資格喪失 | 被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 親族 | <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の資格確認書 ・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(交付を受けている方のみ) ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 | 国民健康保険課 高齢者医療係 1階 9番窓口 内線 353・359 |
| | 葬祭費の請求 | 被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方(喪主)に対し、5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主) | | |